

「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」報告書の概要

1 背景

今後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流等が一般化しているという状況の下で、住民サービスの質的向上と行政の簡素効率化を図るため、平成6年度から7年度の2ヶ年度にわたり、住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会(座長:小早川光郎 東京大学教授)において、住民基本台帳を基礎とした、市町村や都道府県の区域を越える本人確認のためのネットワークシステムの構築についての調査・研究が進められてきました。

今回、研究会の報告書が出されましたが、今後は、地方公共団体の皆さんをはじめ各方面の論議を経て、ネットワークシステムの早期の導入が図られることとなります。

2 制度のあらまし

1. 住民基本台帳ネットワークシステムの構成

- 氏名、住所、性別及び生年月日の4情報と「住民基本台帳コード」を転送するためのコンピュータを各市町村に新たに設置、これとセンターとを専用回線で結ぶ。
- 国のシステムではなく、地方公共団体共同の分散・分権的システムとなる。
- 万全の技術的なセキュリティ措置を講じる。

2. 住民基本台帳コード

- 住民基本台帳コードを、ネットワークシステムの基本的構成要素としてシステムを通じた本人確認をするために設定する。
- コードは、原則として変わらないが、正当な理由があれば変更可能。

3. センターについて

- 都道府県単位のセンター及び全国単位のセンター(都道府県の共同組織)を設置。
- センターにおいて保有するのは、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報とコードのみ。

4. 住民基本台帳カード

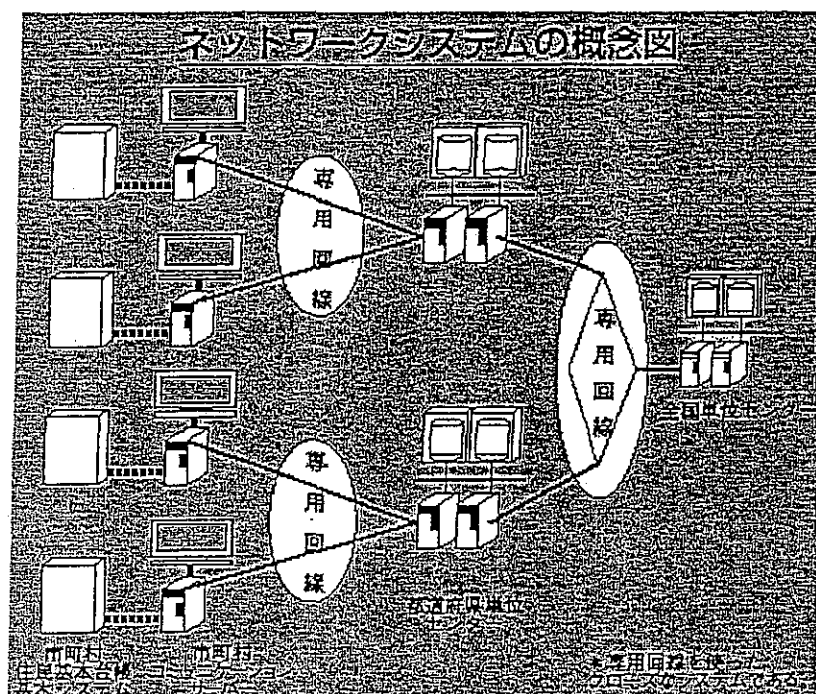
- 市町村が全国共通様式のICカードを本人の申請がある場合に発行する。
- IC記憶領域内の余白は、市町村条例等により本人の同意に基づき独自に活用できる。

5. 個人情報の保護措置

- 国際的なガイドラインであるOECD8原則を前提に今日的な課題にも対応できるよう法令上・技術上万全の保護措置を講じる。

3 制度の利用分野の例

- 住民基本台帳事務の効率化・広域化
- 行政機関等における本人確認事務の効率化(選挙、災害時・緊急時等、旅券交付、広域的な公共サービスの利用など)
- 行政手続での住民票の写し等の添付の省略(各種免許や給付の申請)
- 公的年金等に係る現況確認事務の省略
- その他



○もう少し詳しい内容を知りたい方へ(報告書のポイント)



「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」 報告書のポイント

平成8年3月
自治省行政局振興課

1 目的

今後の高度情報化社会や高齢社会、地方分権の流れに対応していくとともに、全国的な住民の移動や交流が一般化し、地域間の交流や連携も活発に展開しているという状況の下での住民サービスの向上と行政の簡素効率化を図るため、住民基本台帳に記録された全ての住民を対象とした、市町村や都道府県の区域を越える本人確認のためのネットワークシステムを構築する。

2 制度の概要

(1) ネットワークシステムの構成

- 全国の市町村を通信回線で結びネットワークシステムを構築する。氏名、住所、性別及び生年月日の4情報と住民基本台帳コード(後述)を転送するためのコンピュータ(コミュニケーション・サーバー)を各市町村に新たに設置し、これと都道府県単位センター及び全国単位センターとを専用回線で結ぶ。ネットワーク化に当たっては、住民基本台帳電算システム自体には外部からいかなるアクセスもできないようにし、住民基本台帳情報の安全性を確保する。このシステムを「住民基本台帳ネットワークシステム」(以下「ネットワークシステム」という。)と呼称する。
- 国のシステムではなく、地方公共団体共同の分散・分権的なシステムとして構築する。
- ネットワークシステムの構築に当たっては、個人情報保護の観点から、万全の技術的なセキュリティ対策を講じる。

(2) 住民基本台帳コードの設定

- ネットワークシステムの基本的な構成要素として、また、ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために、住民個人を単位とする全国共通の重複しない住民基本台帳コード(以下「コード」という。)を設定する。
- コードは、市町村が、あらかじめセンターにより発行された乱数群の中からランダムに設定する。
- コードは10桁の数字からなるものとする。
- コード自体からは、コード設定市町村や氏名、住所等の個人情報が判別できないようにする。
- 市町村はコードを設定後、速やかに本人にコードを通知する。
- コードは、市町村を越えた住所異動を行っても原則として変わらないが、本人が不利益を受ける事態が生じる等の正当な理由がある場合には変更しうるものとする。

(3) センターの設置及びその性格

- 都道府県単位及び全国単位のセンターを設置する。

- センターは、以下の機能を果たすものとする。
 - ア. ネットワークシステム内の連絡調整機能
 - イ. 他の行政機関への4情報提供の窓口機能(3参照)
 - ウ. コードの技術的なチェック機能
 - エ. 市町村の住民基本台帳電算システムのバックアップ機能
- 都道府県単位センターの機能については、都道府県の事務として位置付ける。全国単位センターについては、都道府県の共同の組織として設置する。
- センターにおいて、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報(現在も住民基本台帳の閲覧等により公開情報とされている。)をコードとともに保有する。
- センターに、ネットワークシステムに係る住民からの相談・苦情等の適切な処理を行うための審議組織等を設ける。

(4) 住民基本台帳カード

住民がネットワークシステムを利用してより積極的に行政サービスを受けることができるようにするため、本人の申請により、市町村が全国共通様式のカード(住民基本台帳カード。以下「カード」という。)を住民に発行する。

3 ネットワークシステムの利用分野

(1) 住民基本台帳事務の効率化・広域化

(例)

- 転入・転出事務(年間約 460万件)の簡略化・効率化
- 市町村の区域を越えた広域的な住民票の写し等の交付
- 行政手続における住民票の写し等(年間約 8,400万件)の添付の省略
- 転出後短期間のうちに再び転入してきた者(再転入者)の正確な把握
- 災害時等における住民基本台帳電算システムの補完

(2) 他の行政機関における本人確認事務への利用

法令上明確に規定された分野に利用を限定するとともに、必要な個人情報保護措置を講じた上で活用する。

(例)

- 行政機関等における本人確認事務の効率化(選挙の際の本人確認、災害時・緊急時等の本人確認、旅券交付の際の本人確認、広域的な公共サービスの利用の際の本人確認など)
- 行政手続における住民票の写しの添付の省略(各種の免許の申請・変更、各種給付の申請など)
- 公的年金等の受給者に係る現況確認事務の省略

- 政府税制調査会をはじめ各方面の議論等を踏まえて将来的に納税者番号制度が導入される場合においては、このネットワークシステムの活用が可能。

(3) その他カードの活用が想定される場面

カードの活用により、申請手続の簡素化、窓口業務の効率化をはじめ、本人の選択によりIDカードとしての利用が可能となる。また、カード内のICの記憶領域について市町村独自の活用の余地を認めることでさまざまな行政サービスへの利用が可能となる。

4 個人情報の保護

基本的にOECD理事会勧告8原則を前提とするほか、今日的な課題にも対応できるよう、以下の事項について法令上及び技術上万全の保護措置を講じる。

(1) ネットワークシステムに係る保護措置

- センターが保有するデータは、氏名、住所、性別及び生年月日の4情報並びにコードに限定する。
- 他の行政機関がデータ提供を受けることができる場合及びその利用目的等については、法令上限定する。
- センターの業務に従事する者に対して、守秘義務を課すとともに、ネットワークシステムにアクセスすることができる者を限定する。
- 個人情報の適切な管理のために必要な技術的保護措置(例:専用回線の利用、通信データの暗号化、パスワード等による端末操作者の認証チェック、ネットワークシステムへのアクセス監視)を講じる。
- センターが保有するデータについては、ネットワークシステムの活用により、最新性・正確性を確保する。
- センターに対する自己のデータについての開示請求等を認めることとする。コードを基礎に構築されたデータベースと他のデータベースとを結合してはならないこととする。

(2) 民間部門の利用規制に係る措置

- 民間機関には原則としてデータ提供を行わないものとする。
- 法令上の権限を有しない者は、取引の条件等として、コードの提示を求めてはならないものとする。
- 法令上の権限を有しない者は、コードを基礎としたデータベースの構築をしてはならないものとする。

5 今後の検討について

住民基本台帳制度を所管している自治省においては、今後、このネットワークシステムの導入や運用の主体となる地方公共団体をはじめ各方面における論議を経て、その導入に向けた法的・技術的検討を進め、ネットワークシステムの早期の導入を図るべきである。

戻る